



令和5年度茨城県教育庁等育休任期付職員の採用選考試験案内

令和6年 2月 6日

茨城県教育委員会

- 茨城県教育庁等において、育児休業を取得した職員の代替職員として勤務していただく職員（育休任期付職員）を募集します。
 - ※ 教育庁等とは・・・
茨城県教育委員会事務局の本庁・教育事務所、学校以外の教育機関、県立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校
- この採用選考試験の合格者は、「教育庁等育休任期付職員採用候補者名簿」に登録され、これ以降、1年を超える育児休業を取得する職員がいた場合に、育児休業任期付職員として採用されます。
 - ※ 「教育庁等育休任期付職員採用候補者名簿」の有効期間は、合格者決定の日から1年間です。（名簿登録ですので、登録されても採用されない場合があります。）
- 任用期間（1年を超え3年未満）は、職員の育児休業の取得状況に応じて、採用時に決定されます。
- 育休任期付職員は、任期の定めがあることと育児休業を取得できないことを除き、勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限、給与等）について、一般職員（任期の定めのない職員）と変わりありません。

- ◆ 受付期間 令和6年2月6日（火）から令和6年2月16日（金）まで
 - ◇ 郵送による申込の場合は、令和6年2月16日（金）まで（消印有効）に提出してください。
 - ◇ 持参による申込の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。（ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けできませんので、注意してください。）

1 採用予定人員及び主な職務内容等

職種	採用予定数	主な職務内容	採用予定日
事務職員	1名	県立麻生高等学校（行方市）において、主に一般行政事務に従事します。	令和6年 3月上旬頃

※採用予定人員については変更になる場合があるほか、勤務課所の変更をお願いする場合があります。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日、試験会場及び合格発表

試験日 令和6年2月21日（水）

試験会場 県庁舎等を予定しています。後日送付する受験票にてご確認ください。

合格発表 令和6年2月27日（火）（発送予定）

※ 受験者全員に合否を文書（郵送）で通知します。

4 試験の方法

試験の種類	内 容
論文（作文）試験	企画力、判断力、表現力などについて審査します。 ※ 申込み時に「業務に関する作文（指定様式第4号）」を提出していただきます。
口述試験	主として人物についての評定を行うものとし、個別面接を実施します。

5 受験手続

申 込 先	〒310-8588 水戸市笠原町 978 番地 6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当 （県庁舎 22 階）
申 込 方 法	次の書類を、郵送するか、又は、直接持参してください。【期限：令和6年2月16日（金）】 1. 選考申込書（指定様式第1号） 2. 履歴書（指定様式第2号） ※ 履歴書には、最近3か月以内に撮影した写真（縦4センチメートル×横3センチメートル、カラー、上半身、脱帽、正面向きで、裏面に氏名を記入したもの）を貼付してください。 3. 経歴書（指定様式第3号） 4. 業務に関する論文（作文）（指定様式第4号） 5. 最終学校の卒業証明書及び成績証明書 6. 受験票、試験日程等通知用の封筒（長形3号に84円切手を貼り、あて先を明記したもの） ※ 郵送で申し込む際は、封筒の表に「育休任期付職員採用選考申込」と朱書きし、郵送してください。（期限日の消印有効） ※ 証明書や免許の写しの氏名と現在の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本等の証明書類を添付してください。

6 勤務条件

(1) 勤務時間

勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで、週38時間45分です。

(2) 給与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば、卒業後、直ちに採用された職員の場合の給料（基本給）及び手当は、次のとおりです。

代替対象職員	事務職員，専門的職員	学校栄養職員（栄養教諭含む）
給与月額	大学卒 203,202円	短大卒 188,044円

	高校卒 168,434円	(学校栄養職員)
--	--------------	----------

- ・ 上記の額は、地域手当6.0%を含んだ額です。
- ・ 学校卒業後一定の職務経験がある人には、一定の額が加算されることがあります。
- ・ このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・ なお、これらの額は、条例改正等により変更されることがあります。

(3) 休暇

年次休暇（採用時期に応じ最大年間20日）などがあります。

7 その他

- (1) 教育庁等育休任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、組織の改廃、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。
- (2) 教育庁等育休任期付職員への採用は、茨城県職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、茨城県職員採用の際に優先されるものではありません。